

## W10評点について

$$\left( \frac{\text{①技術者数}}{\text{①技術者数} + \text{②技能者数}} \times \frac{\text{③CPD単位取得数}}{\text{①技術者数}} \right) + \left( \frac{\text{②技能者数}}{\text{①技術者数} + \text{②技能者数}} \times \frac{\text{④技能レベル向上者数}}{\text{①技能者数} - \text{⑤控除対象者数}} \right) = \text{上限10点}$$

3未満の場合は0、3以上6未満の場合は1、  
6以上9未満の場合は2、9以上12未満の場合は3、  
12以上15未満の場合は4、15以上18未満の場合は5、  
18以上21未満の場合は6、21以上24未満の場合は7、  
24以上27未満の場合は8、27以上30未満の場合は9、  
30の場合は10

1.5%未満の場合は0、1.5%以上3%未満の場合は1、  
3%以上4.5%未満の場合は2、4.5%以上6%未満の場合は3、  
6%以上7.5%未満の場合は4、7.5%以上9%未満の場合は5、  
9%以上10.5%未満の場合は6、10.5%以上12%未満の場合は7、  
12%以上13.5%未満の場合は8、13.5%以上15%未満の場合は9、  
15%の場合は10

①	<p>技術者数：監理技術者になる資格を有する者、主任技術者になる資格を有する者、一級技士補及び二級技士補の数の合計とする。</p> <p>確認書類：別紙二技術職員名簿及び様式第4号CPD単位を取得した技術者名簿に記載された技術者の合計</p>
②	<p>技能者数：審査基準日以前3年間に、建設工事の施工に従事した者であって、作業員名簿を作成する場合に建設工事に従事する者として氏名が記載される者。（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事する者：監理技術者や主任技術者として監理に係る業務のみに従事する者は除く）</p> <p>確認書類：様式第5号技能者名簿に記載された技能者の合計、作業員名簿（写）</p>
③	<p>CPD単位取得数：記入要領P34の計算により得られた数値の合計値</p> <p>確認書類：別紙二技術職員名簿、様式第4号CPD単位を取得した技術者名簿、CPD認定団体によるCPD取得単位証明書</p>
④	<p>技能レベル向上者数：認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前3年間に1以上向上した者の数</p> <p>確認資料：能力評価（レベル判定）結果通知書（写）</p>
⑤	<p>控除対象者数：審査基準日の3年前の日以前にレベル4を受けている者の合計</p> <p>確認書類：能力評価（レベル判定）結果通知書（写）</p>